

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日の翌日)

## 目次

### ◇告示 生活保護法による指定医療機関の廃止

計量器の定期検査の実施

鶏等の移入の禁止の解除

土地改良事業の認可

保安林の指定の解除

解除予定の保安林

都市計画の変更に係る案の縦覧

開発行為に関する工事の完了(二件)

### ◇教委告示 教育委員会の招集

## 告示

### 鳥取県告示第五百五十一号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一

項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年六月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	所在地	廃止年月日
山元 医院	倉吉市上井四九二	昭和五十六年五月三十一日

### 鳥取県告示第五百五十二号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百十条の規定に基づき、倉吉市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和五十六年六月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

#### 一 計量法第百四十二条各号に掲げる計量器

実施期間 実施場所

昭和五十六年七月十三日 から  
昭和五十七年三月三十一日まで

当該計量器の所在の場所

#### 二 計量法第百四十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実施期日 実施時間 実施区域 実施場所

昭和五十六年七月十三日 午前十時から午後三時まで 倉吉市 倉吉市立河北中学校

昭和五十六年七月十四日 " " 倉吉福祉会館

昭和五十六年七月十五日 " " "

昭和五十六年七月十六日 " " 倉吉市役所

昭和五十六年七月十七日 " " "

昭和五十六年七月二十一日 午前十時から正午まで 神鋼機器工業株式会社

昭和五十六年七月二十四日 午前十時から午後二時まで 倉吉市役所

鳥取県告示第五百五十三号

昭和五十六年五月鳥取県告示第四百六十二号(鶏等の移入の禁止について)は、廃止する。

昭和五十六年六月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百五十四号

赤碓町から申請のあつた町営土地改良(立子地区は場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年六月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年六月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百五十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十六年六月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町大字拾石字東平裏山通り三九四の五

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

## 鳥取県告示第五百五十六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年六月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町印賀字立石山五九二の三九から五九二の四三まで、五九

二の五九から五九二の六三まで

## 二 保安林として指定された目的

水源のかん養

## 三 解除の理由

道路用地とするため

## 鳥取県告示第五百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

昭和五十六年六月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画公園 第三・三・四号市民の森

## 二 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分 境港市幸神町

## 三 都市計画の案の縦覧場所

境港市上道町一六〇番地 境港市役所

## 四 縦覧期間

昭和五十六年六月十二日から同月二十六日まで

## 鳥取県告示第五百五十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年六月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十一年十月二十二日 鳥取県指令受都計第五百四十号

## 二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市安長字嶋畑

## 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市元町一一二

梶川幸作

鳥取県告示第五百五十九号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年六月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十六年三月十一日 鳥取県指令受都計第五十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市南吉方一丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市西町二丁目四一八

有限会社トットリギフトセンター

代表取締役 岡本茂夫

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第八号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十六年六月十二日

鳥取県教育委員会委員長 金 田 要

一 日時 昭和五十六年六月十六日（火）午前十時

二 場所 鳥取市扇町二一番地 鳥取県立社会教育センター会議室

三 議題

1 昭和五十七年度鳥取県立高等学校入学選抜方針について

2 その他

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥取

【定価一部一箇月十二百円（送料を含む。）】